

消費者庁消費者制度課

消費者契約法意見募集担当御中

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見

東京消費者団体連絡センター

【意見の対象】

1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

(1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定

【意見の内容】

消費者の判断力に着目した規定を設けることに賛成ですが、「親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規律を設ける」ということには反対します。また、「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」とするのは限定的すぎます。不要な契約を締結させられた場合を広く対象とするべきです。

【意見の理由】

判断力低下につけ込んだ契約を取消することができるという規定は、事業者が消費者の事情を不当に利用しているという事案を広く救済することになりますが、親族等の適当な第三者が契約の締結に同席した場合には契約が有効となる可能性が高くなります。しかし、同席した第三者が適切な判断ができるかどうかは定かではありません。第三者の関与があったとしても不当な内容の契約が有効になるようなことがあってはならないと考えます。

また、「消費者の生計に著しい支障」を要件としていますが、生計に著しい支障が発生する金額は個人個人の問題であり、基準を明確にすることは難しいと考えます。そもそも判断力低下につけ込まれ不要な契約を締結させられた場合を広く対象とするべきです。この要件が入ることで、救済範囲が狭まるようなことになれば問題だと考えます。

【意見の対象】

(2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定

【意見の内容】

「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定を設けることに賛成です。ただし、「浅慮」については、検討時間の不当な制限だけに限定するべきではありません。

【意見の理由】

「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定を設けることにより、消費者の救済範囲が現行法より拡大すると考えられますので賛成です。ただし、「浅慮」については「検討時間」が考慮要素とされていますが、検討時間が一定あったとしても事業者の情報提供のしかた等によって消費者が本来不要な契約をしてしまうことはありうるわけで、この規定だけでなく、「浅慮」に至る不当な勧誘

行為に対して広く取消しの対象とするべきと考えます。

【意見の対象】

(3) **【考え方Ⅲ】** 困惑類型の包括的規定

【意見内容】

包括的規定を設けることに賛成です。ただし、対象は困惑類型に限定せず、誤認類型も含めて、不当勧誘全体についての包括的規定を設けていただきたいです。

【意見の理由】

個別の事例に対応して、個々に不当勧誘となる行為類型を規定していくという方法では、救済の範囲に限界があります。被害の後追いで規定を追加していくということを避けるために包括的規定を検討してください。

【意見の対象】

2 平均的な損害の額の立証負担の軽減について

【意見内容】

平均的な損害の額の立証責任を消費者から事業者へ転換すべきです。

【意見の理由】

平均的な損害の額を最も適切に算定できるのは、キャンセル料条項を作成した事業者であり、消費者側が立証することは不可能です。資料や情報を有している事業者が平均的な損害の額を立証することは当然のことと考えます。

【意見の対象】

3 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

(2) 消費者に対する情報提供について

【意見の内容】

解約料等に関する事項の情報提供の努力義務に関する規定を設けることに賛成です。

【意見の理由】

事業者が消費者に対して必要な情報を提供し、解約料等をめぐるトラブルを未然に防止する観点から解約料等に関する事項の情報提供の努力義務に関する規定を設けるべきと考えます。

以上